第四十条

国際連合事務総長は、すべての国際連合加盟国及びこの条約に署名し、又は加入したすべての国に対し、次の事項を通報する。

(a)　第三十八条の規定による署名、批准及び加入

(b)　前条の規定によりこの条約が効力を生ずる日

第四十一条

この条約は、いかなる制限又は例外もなしに、連邦国家のすべての地域について適用する。

第四十二条

1　この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争であって、交渉又はこの条約に明文の規定がある手続によって解決することができないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2　いずれの国も、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような宣言を行った締約国との関係において1の規定に拘束されない。

3　2の規定に基づいて宣言を行った締約国は、国際連合事務総長に対する通告により、いつでもその宣言を撤回することができる。

第四十三条

この条約は、国際人道法の規定（千九百四十九年八月十二日の四のジュネーヴ諸条約及び同諸条約の千九百七十七年六月八日の二の追加議定書の締約国の義務を含む。）の適用を妨げるものではなく、また、国際人道法の対象とされていない状況において赤十字国際委員会による拘禁施設の訪問を締約国が許可する機会に影響を及ぼすものではない。

第四十四条

1　この条約のいずれの締約国も、改正を提案し、及び改正案を国際連合事務総長に提出することができる。同事務総長は、この条約の締約国に対して改正案を直ちに送付するものとし、当該改正案についての審議及び投票のための締約国の会議の開催についての賛否を同事務総長に示すよう要請する。その送付の日から四箇月以内に締約国の三分の一以上が会議の開催に賛成する場合には、同事務総長は、国際連合の主催の下に会議を招集する。

2　会議に出席し、かつ、投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択された改正案は、受諾のため、国際連合事務総長によりすべての締約国に送付される。

3　2の規定に従って採択された改正は、この条約の締約国の三分の二がそれぞれの国の憲法上の手続に従って当該改正を受諾した時に、効力を生ずる。

4　改正が効力を生じたときは、当該改正は、それを受諾した締約国を拘束するものとし、その他の締約国は、改正前のこの条約の規定（自国が受諾した従前の改正を含む。）により引き続き拘束される。

第四十五条

1　この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

2　国際連合事務総長は、この条約の認証謄本を第三十八条に規定するすべての国に送付する。

法務大臣　仙谷　由人
外務大臣　前原　誠司
内閣総理大臣　菅　直人

（右条約の英文）

INTERNATIONAL CONVENTION FOR THE PROTECTION OF ALL PERSONS FROM ENFORCED DISAPPEARANCE

Preamble

The States Parties to this Convention,

Considering the obligation of States under the Charter of the United Nations to promote universal respect for, and observance of, human rights and fundamental freedoms,

Having regard to the Universal Declaration of Human Rights,

Recalling the International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights, the International Covenant on Civil and Political Rights and the other relevant international instruments in the fields of human rights, humanitarian law and international criminal law,

Also recalling the Declaration on the Protection of All Persons from Enforced Disappearance adopted by the General Assembly of the United Nations in its resolution 47/133 of 18 December 1992,

Aware of the extreme seriousness of enforced disappearance, which constitutes a crime and, in certain circumstances defined in international law, a crime against humanity,

Determined to prevent enforced disappearances and to combat impunity for the crime of enforced disappearance,

Considering the right of any person not to be subjected to enforced disappearance, the right of victims to justice and to reparation,

Affirming the right of any victim to know the truth about the circumstances of an enforced disappearance and the fate of the disappeared person, and the right to freedom to seek, receive and impart information to this end,

Have agreed on the following articles:

PART I

Article 1

1.　No one shall be subjected to enforced disappearance.